

下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金

Q & A

令和6年5月10日時点版

初版：令和6年5月10日作成

制度全般

Q.1-1	補助対象経費が40万円未満（税抜き）でも申請できますか。
A.	補助額に下限を設けています。補助対象経費が40万円以上（税抜き）でなければ申請できません。
Q.1-2	1事業者あたりの申請数に上限はありますか。
A.	1事業者あたり1回限りです。
Q.1-3	市内に複数の事業所を有しています。複数の事業所で導入した場合、補助金の上限額は変わりますか。
A.	補助金の上限額は1事業者あたり50万円となります。 導入する事業所数で上限額は変わりません。
Q.1-4	今後、市内で事業所等の開業を予定しています。申請は可能ですか。
A.	申請できません。 補助金の交付申請の日前1年以上市内で事業を営む事業者が対象となります。
Q.1-5	「下関市内に事業所を有する」の定義は何ですか
A.	工場、店舗、事務所等の事業所が下関市内に存在することです。
Q.1-6	事務所の開業や下関市内に事務所を有していることの確認方法は（法人の場合）
A.	補助金交付申請時に提出される以下の資料等をもとに確認します。 法人市民税確定申請書（第20号様式の写し(収受印のあるもの又はeLTAXの場合は受信通知)。なお、収受印のない場合や受信通知のない場合は、「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出してください。なお、「納税証明書（その2所得金額用）」は税務署で交付を受けることができます。または法人市民税の「納税証明書」です。
Q.1-7	事務所の開業や下関市内に事務所を有していることの確認方法は（個人事業主の場合）
A.	固定資産税課税明細書、建物賃貸借契約の写し、事業所等で使用した公共料金領収書、営業許可証の写し等が考えられます。

Q.1-8	導入を予定している照明設備について、他の補助金制度との併用は可能ですか
A.	補助金を申請する照明設備は、国、県、市等の他の補助金との重複申請はできません。
Q.1-9	既にメーカーや納入業者等へ発注（契約）している場合も対象となりますか
A.	対象になりません。必ず交付決定後に発注（契約）、納入、支払いをしなければなりません。
Q.1-10	本補助金は課税の対象になりますか。
A.	法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となります。なお、補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署にご確認ください。
Q.1-11	市外の工場で行う設備更新は対象になりますか
A.	対象になりません。
Q.1-12	既存の照明器具は必ず廃棄等をしなければならないですか。
A.	更新した照明器具は廃棄等してください。

申請方法

Q.2-1	電子申請やメールで申請書を提出することはできますか。
A.	できません。必ず、郵送または窓口へ持参してください。
Q.2-2	見積書を取得する際の注意点はありますか。
A.	見積書に値引きや下取りの記載がある場合には、補助対象経費から値引額を差し引いた金額により補助額を決定します。また、見積の有効期限、見積日などの記載漏れが無いようお願いいたします。
Q.2-3	申請は先着順ですか。
A.	申請は先着順での受付となります。
Q.2-4	予算がなくなったら受付を終了しますか。
A.	予算額に達した時点で受付を終了します。申請状況等を踏まえ、予算執行状況はホームページ等でお知らせする予定です。

補助事業者

Q.3-1	中小企業者の定義は何ですか
A.	くわしくは要綱または手引きをご覧ください。
Q.3-2	個人事業主の場合、代表者の住民登録は下関市である必要がありますか？
A.	個人事業主の場合、代表者の住民登録が下関市外であっても、事業所（店舗等）が下関市内にあれば、対象となります。
Q.3-3	市外に本社を置き、市内に事業所がある事業者は補助対象事業者となりますか
A.	市内に事業所を有していれば補助対象事業者となります。ただし、市内の事業所に設置、使用している設備のみが対象となります。
Q.3-4	創業1年未満であっても申請できますか
A.	補助金の交付申請の前日1以上市内で事業を営む者が対象となります。
Q.3-5	現在は市内で事業を行っていますが、来月市外へ事務所を移転します。この場合補助対象事業者になりますか
A.	対象外です。引き続き市内で事業を継続する意思があることが必要です。
Q.3-6	常時使用する従業員の定義は
A.	<p>以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。） ・個人事業主本人および同居の親族従業員 ・（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の社員※法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者 ・以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等 <ul style="list-style-type: none"> 日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者 <p>（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）</p> <p>所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者</p> <p>※1「通常の従業員」について</p> <p>本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することとなります。</p> <p>例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者となります。</p> <p>「パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。</p>
Q.3-7	モノ（機械部品・食品等）を製造して販売している場合、どの業種になりますか
A.	<p>以下の例を参考に業種を判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が製造したモノを卸している場合 製造業 ・店舗を介さず、通信販売等により直接消費者に販売している場合 製造業 ・製造場所と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合 小売業

Q.3-8	モノ（機械部品・食品等）を加工して販売している場合、どの業種になりますか
A.	販売業務に付随して行う簡単な加工（簡易包装、洗浄、選別等）は卸売業または小売業に分類されます。ただし、以下の加工の場合は製造業に分類します。 ・ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す場合 ・魚をさしみや切り身にしておろす場合
Q.3-9	いわゆる「みなし大企業」は対象となりますか
A.	対象になりません。なお、みなし大企業の要件は以下のとおりです。 ・発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等 ・発行済み株式の総数または出資価額の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
Q.3-10	いわゆるフリーランスも対象になりますか
A.	いわゆるフリーランスとして活動されている方についても、市内に事業所を有し、税務署に開業届を提出している個人事業主として事業を行っていれば対象となります。ただし、自宅兼事業所は本補助金の対象外となる場合がありますのでご注意ください。
Q.3-11	任意団体は全て対象になりますか
A.	法人税上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っており、税務申告を行っている任意団体については対象となる場合があります。ただし、当補助金の要件をすべて満たすことが必要です。
Q.3-12	「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」に規定される事業者は対象になりますか
A.	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業（パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等）」を行う事業者も対象としています。
Q.3-13	柔道整復師などの療術業も対象になりますか
A.	柔道整復師などの療術業の方についても、事業所（店舗等）が市内にあり、要件を満たしていれば支給対象となります。 例：柔道整復業、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業など
Q.3-14	商工会・商工会議所の会員ではないが、対象となりますか
A.	対象となります。商工会・商工会議所の会員・非会員は問いません。
Q.3-15	下関市外在住で、下関市内に店舗がある個人事業主です。下関市税を納めていないのですが、対象になりますか
A.	納税義務者でありながら下関市税を納めていない方は対象となりません。
Q.3-16	本社が市外で、市内に工場がある法人です。法人市民税を納めていないのですが、対象になりますか
A.	納税義務者でありながら法人市民税を納めていない方は対象となりません。
Q.3-17	法人で法人税の確定申告を行っていないのですが、対象になりますか
A.	設立後間もなく、最初の申告期末到来の法人と、確定申告義務のない社会福祉法人を除き、確定申告を行っていない法人は、対象となりません。
Q.3-18	令和4年度以前に創業した個人事業主です。確定申告の義務が無かったので、令和4年分の所得税の確定申告を行っていないのですが、対象になりますか
A.	市県民税の申告を行っていれば対象になります。その場合は、令和5年度の市県民税申告書（市の受付印が押されたもの）の写しを提出してください。

補助対象経費

Q.4-1	補助対象経費はどのようなものですか
A.	補助対象となる経費は次のとおりです。 設備費：導入する補助対象設備・機器費 工事費：導入する補助対象設備・機器の設置に要する運搬費や据付費等の経費 ※補助対象設備・機器の設置に伴う配線や配管、稼働する上で最低限必要となる付属品は対象です。ただし、既存設備の廃棄に伴う経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。
Q.4-2	自宅兼事務所内の設備・機器は対象となりますか
A.	事業部分と居住部分が明確に区別される場合は、事業部分の設備・機器のみ補助対象として認められる場合があります。 例1 自宅兼事務所等の事業部分と居住部分の入り口が別々に設けられている。 例2 1階が事業部分、2階が居住部分のように明確に分離されている。 例3 同一フロアに事業部分と居住部分があるが、壁等により、物理的に完全に分離されている。（パーティション等の簡易なもの不可）
Q.4-3	既存設備・機器の「撤去費用」は補助対象となりますか
A.	廃棄費用は補助対象となりません。申請の際は補助対象経費に含まないように注意してください。なお、見積上で「撤去・廃棄費用」等とまとめて記載されている場合は、各々の金額を分けた見積書を再度取得し提出してください。補助対象経費の算出に必要ですのでご注意ください。
Q.4-4	見積書に値引き分がある場合は補助対象経費はどうなりますか
A.	見積書に値引き（下取りを含む）がある場合は、補助対象経費からその額を差し引いた金額に対し補助額を決定することになります。補助対象経費を含む経費全体から値引き（下取りを含む）がある場合は、金額の割合に応じて、その額を補助対象経費から控除してください。
Q.4-5	賃貸物件に設置する設備・機器は対象となりますか
A.	賃貸物件の設備・機器は、同設備の所有権を持つとともに電気代等を負担している事業者が申請する場合、補助対象となります。ただし、貸主が設備・機器を所有し、電気代等を負担している場合であっても、借主より共益費・管理費等により、電気代（共用部分の電気代を含む）を受領している場合は補助対象となりません。
Q.4-6	LED照明について、電球の交換だけでも補助対象となりますか
A.	補助対象となりません。
Q.4-7	看板とそれを照らすLED照明設備をセットで更新する場合は対象となりますか
A.	看板とLED照明機器とが、一体化している場合は補助の対象となりません。 看板とLED照明機器が別の場合、看板に係る費用とLED照明機器に係る費用が明確に区分できる場合、LED照明機器の部分が補助対象となる場合があります。事前にご相談ください。
Q.4-8	自社製品は補助対象として申請できますか
A.	補助対象となりません。
Q.4-9	故障している設備・機器の更新は補助対象となりますか
A.	現に故障している、または使用していない設備・機器の更新は補助対象となりません。

Q.4-10	設備・機器を更新後、更新前設備・機器はいつまでに、どのように処分すればよいですか
A.	原則、設備・機器の更新と同時に廃棄等を行っていただきます。設備業者または廃棄物処理業者等に「既存設備の廃棄等証明書」を作成していただき実績報告時に提出してください。
Q.4-11	リースや割賦販売の設備・機器を購入した場合、補助対象となりますか
A.	補助対象となりません。
Q.4-12	中古設備・機器等は補助対象となりますか
A.	補助対象となりません。
Q.4-13	振込手数料は補助対象となりますか
A.	補助対象となりません。
Q.4-14	消費税は補助対象となりますか
A.	補助対象となりません。

変更・実績報告

Q.5-1	交付決定後に更新する設備・機器を変更してもよいですか
A.	交付決定を受けた後の変更は原則認められません。やむを得ない事情があり、変更する場合は事前にご相談ください。ただし、交付決定後に補助金額の増加に当たる変更は認められません。
Q.5-2	補助金を申請者とは別の口座に振り込むことはできますか
A.	法人、個人事業主ともに申請者名義の口座のみとなります。
Q.5-3	現地確認はどのように行うのですか
A.	原則、事業完了後に提出いただいた実績報告書類に基づく審査を補完することなどを目的として、補助対象設備等の設置・使用状況の確認や書類の原本確認を実施する場合があります。また、交付決定前や事業実施期間中にも必要に応じ実施する場合があります。